

# 札幌地区 教育経営研究会

- 1 目的 学校における課題の明確化と法制的見識の高揚により、創意に満ち、望ましい学校経営を進める校長としての職能の向上に資する。
- 2 主催 札幌市小学校長会
- 3 後援 札幌市教育委員会
- 4 日時 令和元年10月8日(火) 14時～
- 5 会場 ライフオーブ札幌 2階 ライフオーブホール
- 6 参加者 札幌市小学校長会 会員 187名
- 7 日程 13時30分～45分 受付  
14時～14時10分 開会式  
14時10分～50分 臨時総会  
15時～16時30分 経営法制研修会  
16時40分～ 閉会式

- 8 開会式 全体司会：札幌市小学校長会 事務局次長 附田 裕哉 札幌市立簾舞小学校
- (1) 開会の言葉 札幌市小学校長会 副会長 池田 哲也 札幌市立ひばりが丘小学校
- (2) 国歌斉唱
- (3) 会長挨拶 札幌市小学校長会 会長 佐藤 裕三 札幌市立明園小学校

## 9 臨時総会

## 10 経営法制研修会

- (1) 趣旨説明 札幌市小学校長会 管理法制部長 川北 俊哉 札幌市立新琴似南小学校
- (2) 来賓挨拶 札幌市教育委員会 学校教育部長 相沢 克明 様
- (3) 道小情勢報告 北海道小学校長会 会長 大石 幸志 札幌市立豊平小学校

- (4) 学校経営研修 経営研修部 司会：山本 秀夫 札幌市立平岸西小学校  
学校経営研修では、課題「心豊かでたくましく生き抜く子どもを育む実効力のある学校の創造」の基、「『学ぶ力』を育むための校長の関わり」をテーマにもつとともに、『学ぶ力』を育むためには、授業力の向上が必須条件と考え、「授業力向上へ向けた校長の関わり」に絞り、4名が発表した。

『校長の関わりとは何か～授業力向上のために～』

発表者：山本 秀夫 札幌市立平岸西小学校 大宮 健一 札幌市立大谷地小学校  
田中 義直 札幌市立西宮の沢小学校 三谷 卓司 札幌市立栄北小学校

授業力を高めるために、校長がすべきことは、まず、子どもを見取る観点を示し、教職員で共有するよう関わることである。目の前の子どもを抜きにした、小手先の指導技術や授業展開ではなく、子どもの学びに着眼した確かな授業力に高めるためである。次に、子どもを見取る観点をもとに、目指す授業のイメージを共有することである。教師自身がしっかりと目標をもち、授業力向上への道筋を明らかにすることができれば、授業力向上に向けた自己研鑽への意欲を高めることができる。さらに、教師同士の学び合いが生まれるよう関わる。授業づくりに対する考え方や指導技術等、互いに学び合うことで、授業力向上への動きは、加速する。

以上を踏まえ、授業力の向上を目指した校長の関わりについて、「子どもを見取ることへの校長の関わり」、「よい授業のイメージを共有化することへの校長の関わり」、「授業力向上を目指す教師集団づくりへの校長の関わり」という三つの視点から提言した。以下「校長の関わり」の具体を示す。

### 【関わりの具体1】子どもを見取ることへの校長の関わり

授業づくりは子どもの見取りから始まる。子どもを見取りながら授業を進め、そして、子どもの見取りから、授業を評価する。したがって、授業力向上において、子どもの見取りは欠かせない要素である。例えば「夢中になっているか」という子どもを見取る観点を示し、学校全体で共有するよう関わる。それが、

「子どもの夢中」を目指した目標設定や指導の具体につながるるとともに、授業の評価にもつながる。子どもを見取る明確な観点が、教師の関わりに一貫性をもたせ、授業力向上に結び付くと考え。

#### 【関わり具体2】よい授業のイメージを共有化することへの校長の関わり

よい授業のイメージを共有化し、それが教師一人一人の自己目標となるためには、授業をとらえる「切り口」を示すことが有効である。例えば、校長が「これはいい」と思った板書を教職員に示すようにする。そうすることで、教師自ら、板書を見つめ直すとともに、板書から授業のイメージを具体化することができる。また、優れた実践の追試を促したり、授業研のデータをパッケージ化し追試可能な状態にしたりすることで、主体的な授業改善に向けた意欲を引き出すことができる。

#### 【関わり具体3】授業力向上を目指す教師集団づくりへの校長の関わり

教師集団づくりへの校長の関わりは、三つある。一つ目は、効果的な研究推進を図る研究部への関わりである。研究部会を校長室で行うなど、日常的に研究部と情報を共有しながら研究推進を図るとともに、必要に応じてアドバイスをしていくことが、研究部の具体的な動きにつながる。二つ目は、学年研修等で相互干渉の体質を打破し、相互干渉を生み出す関わりである。例えば低・中・高学年のブロック単位で、学年研修を実施するようにする。他学年からの客観的な視点が加わることで、授業や子どもの姿について語り合う場が活性化される。三つ目は、研修の機会を充実させる関わりである。研修が教師の授業力向上の機会となるためには、「授業に関する自校の課題は?」「教師のニーズや困り感はどこにあるのか」など、自校の現状を把握し、主体的に研修に参加できるようコーディネートする校長の関わりが重要である。

- (5) 学校経営上の法制研修 管理法制部 司会：末原 恵蔵 札幌市立北白石小学校  
学校経営上の法制研修では、子どもの生命・心身を徹底して守る校長の強い意識と指導性をテーマとして、授業中の児童の安全確保の取組、児童生徒への救護義務について、いじめによる児童への安全配慮義務履行に対する校長の指導性について3名が発表した。

『児童の安全を確保する上での校長の指導性』 発表者：加藤 康之 札幌市立東苗穂小学校  
本件は、K県H市立学校の正門前の公道において写生していた6年生男児に別の保護者の運転する自動車が衝突、轢圧したために死亡した事案である。判決では、自動車の運転者と共に、公道上で絵を描くことを認めた担任教諭の安全配慮義務・予見義務の意識の低さがこの痛ましい事故を引き起こした原因であると、担任教諭にも過失が認められた。この事例から校長として危機管理意識を高めるため、『学校安全計画』の検証・見直しを全教職員で行う必要性を強く感じるものである。同時に児童自身が、危険を予測し自ら回避することができるような安全に配慮する子の育成を目指すとともに、安全・安心な学校づくりを家庭、地域と共に進めていくことが求められる。

『児童生徒への救護義務と校長の指導性』 発表者：加藤 秀樹 札幌市立澄川南小学校  
本件は、N県N市の小学校における児童の心停止死亡事故を巡って、AEDを使用しないで心肺蘇生措置を行った教員の救護義務違反が争点となった事案である。判決は、学校の過失は「なし」となった。判決理由では、当時は「救命措置の方法は未確立」「AEDは普及段階」「AED使用の法的義務はない」とし、この学校では「危機管理マニュアルに基づいて適切に救護措置を行った」と示された。ここで留意したい点は、「当時は」「この学校では」という前提条件である。「現在は?」「本校では?」という視点で照らした場合、学校の過失が一部指摘される可能性はないだろうか。校長として、危機管理体制の点検と見直し、実用的な研修・訓練の実施が求められる。

『いじめによる児童への安全配慮義務履行に関わる校長の指導性』 発表者：大嶋 稔康 札幌市立青葉小学校  
本件は、I県K市立小学校で4～6年生の間、継続的ないじめを受けたことにより、心的外傷後ストレス障害を発症した児童が、加害児童の親権者と学校に損害賠償を求め、一部賠償が認められた事案である。判決では、管理職と担任が別室登校していた原告を突然強引に教室に戻そうとした件で安全配慮義務違反が認められた。その他の事案について賠償責任は課せられなかったが、管理運営上、事案への学校の対応には疑問が残るものがあった。問題把握から安定や解消に向かう手立てや児童の不満や不安を解消するための親権者と学校の問題の共有観を確立することなど、校長のリーダーシップと学校マネジメントが常に問われることを実感するものである。

## 11 閉会式

- (1) 閉会の言葉 札幌市小学校長会 経営研修部長 村上 裕子 札幌市立三角山小学校